

公募型プロポーザル募集要領

1 業務名 令和8年度予防・健康づくり周知啓発業務委託(広報・広告等)

2 業務の概要 別添「仕様書」のとおり

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和8年 5月27日(水)	公募開始
令和8年 6月 5日(金)	参加表明書提出期限
令和8年 7月 2日(木)	企画提案書提出期限
令和8年 7月上旬	企画提案書審査、審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別添「企画提案書作成要領」により作成した企画提案書

(2) 提出部数

企画提案書7部を提出してください。

(3) 提出方法

持参または郵送(書留)とします。なお、郵送の場合は、到着を確認してください。

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

(4) 提出期限

令和8年7月2日(木)午後5時(必着)

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 福祉保健部 国保・健康増進課 健康づくり班

担 当：山下、藤田

T E L : 095-895-2495

(6) 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

ア 企画提案書は1者1提案とします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません(長崎県が補正等を求める場合を除く)。

ウ その他

・応募書類(企画提案書7部)は、まとめてA4ファイルに綴じて提出してください。

・A4ファイルの表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案者の名称を記入してください。

<記入例>

令和8年度予防・健康づくり周知啓発業務委託（広報・広告等） 株式会社〇〇

5 質疑及び回答

(1) 提出方法

電子メールにて質問を提出してください。下記メールアドレスあて提出後、「9 問い合わせ先」記載の担当者あて質問を送信した旨、電話で連絡してください。また、メールのタイトルは「令和8年度予防・健康づくり周知啓発業務委託（広報・広告等）質問書」としてください。

(メールアドレス) kenko1@pref.nagasaki.lg.jp

(2) 質問受付期限

令和8年6月22日（月）午後5時まで

(3) 回答

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

なお、説明会の開催は予定しておりません。

6 審査

(1) 審査の方法

ア (3)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、「イ.提案内容」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「イ.提案内容」の点数も同一であった場合には、審査委員合議のうえこれを決定します。

イ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書を提出した者を対象としたプレゼンテーション（対面）により行います。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

エ 提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果、基準点（各審査委員の採点の合計値の6割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。

(2) プレゼンテーションの実施日及び場所

期 日：令和8年7月上旬頃予定

場 所：長崎県庁会議室（長崎市尾上町3-1）

※日時等の詳細については、参加者へ別途連絡します。

(3) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
ア. 業務の理解度		・提案者は同種、類似業務の実績を有しているか。	5
		・事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。	15
イ. 提案内容	(a) テレビCM・クラブ公式 SNS (X)・YouTube・TVer 広告のイメージデザイン	・テレビCM、クラブ公式 SNS (X)、YouTube・TVer 広告のイメージデザインについて、「長崎健康革命」、「ながさき健康づくりアプリ『歩こーで!』」の内容を県民へ訴求できる内容となっているか。	30
	(b)ポスター・チラシの表面デザイン	・「ながさき健康づくりアプリ『歩こーで!』」のダウンロードについて、県民に促す内容となっているか。	15
	(c)自由提案	・ターゲットの行動変容に繋がるような独自の提案がされているか。	15
ウ. 業務遂行能力		・業務工程ごとに明確なスケジュールが記載されているか。	5
		・業務実施体制について、具体的かつ明確に記述されているか。 ・業務を適切に実施するために必要な経験等を有するスタッフの配置体制が確保されているか。	5
エ. 提案金額		・価格点の算定方式 満点(10点)×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額(ただし、小数点以下を切り捨て)	10
合計			100点

※審査項目アからウまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

評価	評点
A (たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B (優れている)	項目の配点 × 0.75
C (普通)	項目の配点 × 0.5
D (やや劣っている)	項目の配点 × 0.25
E (劣っている)	項目の配点 × 0

(4) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(5) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

- イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

- (1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うこととなります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った（公告「3 プロポーザルに参加できない者」に該当）場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（長崎県及び審査委員会での使用に限る。）。
- (3) 契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問い合わせ先

長崎県 福祉保健部 国保・健康増進課 健康づくり班

担 当：山下、藤田

T E L：095-895-2495

E-mail：kenko1@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。
- (2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができません。
- (6) 本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を

求めることができます。

- (7) この仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとします。
- (8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて長崎県に帰属します。また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととします。